

第 10 回三番瀬再生実現化試験計画等検討委員会の開催結果（概要）

- 1 開催日時 平成 20 年 10 月 17 日（水）午後 6 時から 8 時 46 分まで
- 2 場 所 船橋市中央公民館 6 階講堂
- 3 出席者 委員 16 名
（欠席委員：4 名 清野、能登谷、岡本、伊藤の各委員）
- 4 参加人数 47 名

5 結果概要

（1）委員長の指名について

検討委員会設置要綱第 4 条第 2 項の規定により、県が倉阪委員を委員長に指名した。

（2）あいさつ及び副委員長の指名

倉阪委員長からあいさつがあった。また、要綱第 4 条第 3 項の規定により、倉阪委員長が吉田委員を副委員長に指名した。

（3）開催結果の確認委員

委員長からの指名により、古川委員、上野委員が会議開催結果の確認を行うこととなった。

（3）議 事

議題 1 第 9 回検討委員会の開催結果概要

事務局から資料 1 により、第 9 回検討委員会の概要について説明があった。

（主な意見等）

- ・ 委員長のまとめのうち、試験計画については、泥干潟の保全に配慮しながら考えていくことであることを確認したい。
- ・ 市川市所有地での湿地再生の検討に当たり、満潮時でも土地であるという枠をはめる必要はないのではないか。
- ・ 泥干潟の保全は当然のものと考えている。（委員長）
- ・ 満潮時に土地であること、陸地の形で自然再生を行うことは、市川市の意向。これを前提としないと話が一段階戻ってしまうことになる。具体的な話は議題 2 の中でやりたい。（委員長）

議題2 自然再生（湿地再生）について

事務局から、資料2、資料3及び参考資料1により、高潮時の防御機能を有する施設を湿地の前面に置く場合と背後に回した場合の波高の違いの検討結果及び塩浜2、3丁目での胸壁計画についての説明があり、質疑応答が行われた。

（主な意見等）

- ・ 塩浜1丁目では過去30年間に、道路まで冠水する被害が2回あった。実際の風向きは、検討結果よりも東へ回った風なのではないか。
また、護岸を後ろに回し盛土する場合、材質が砂か泥かで流れた場合の被害が違ってくると思うので検討してもらいたい。
- ・ A.P+5.4mを前提に、護岸、胸壁の高さを検討しているが、過去100年を見ても、その水位になったことはないのではないか。
- ・ 平成16年に東京都、神奈川県と作った東京湾の海岸保全基本計画で、伊勢湾台風級のものが来た場合を考え、この地点ではA.P+5.4mとした。（河川整備課）
- ・ A.P+3.0mを基本とするとの話だが、円卓案のように切れ込みがあり少し窪地がある場合と護岸より後ろは全て3mでは、多様性という意味からだいぶ違うと思うが、そのへんの可能性はどうか。
- ・ 資料2にある切れ込みが入るような地形は、川から土砂が流され、それが堆積する段階で波に少しさらわれ、供給がある時に安定する形であり、供給がないと、安定せず切り込みを作ったとたん広がってしまう可能性がある。計算結果は、この場所が地形的に安定しづらいという否定的な結果に感じる。
- ・ 何らかの形で止める工夫が必要になると思う。（委員長）
- ・ 満潮時に冠水しないような土地でフラット若しくは後ろへ向かって登っていく場合に、どういう環境に最終的に落ち着くのか。ヨシが一面に生えて終わりなのか。何か干潟的なものができるのか。
- ・ やって見ないとわからない。底質がどうなるかが大きなところである。砂がどんどん供給される場合には九十九里浜のように海浜植物に、削られる場合には、泥ならヨシ原、もっと削られれば岩の上にカキが付く状態になるのではないか。
- ・ 市川市の考えは内陸湿地ですから、淡水湿地帯を。海水部分の湿地帯は海側に。東浜のように、護岸の先はマツ、更にアシ原があって、段々砂浜が干潟に入っていくというイメージを考えている。淡水は、塩浜案内所や鉄道高架に降った水だけで十分に淡水湿地ができる。（市川市）
- ・ 大阪湾の人工島に作った干潟では、淡水供給が雨水だけでも、地盤高が十分高ければヨシが育っている。A.P+3.0mでヨシ原を生やすことは可能と思う。

- ・ 市川市の考えは懇談会の意見を聞きながら決めてきたという経過があるので、県の案について、県と市で事業主体、費用負担も含め協議することはあると思うが、この検討委員会で決めたから市川市の案になることはないことは理解してもらいたい。(市川市)
- ・ 海に没しないという前提を置くと、アイデアが枠にはめられてしまう。
行徳湿地からの暗渠を開渠化したり、天然素材で護岸を作れば切れ込みが出来るが、その場合はA.P+3.0mの高さの取扱いはどうなるのか。
- ・ 市の立場としては、買った土地なので、水面にする訳にはいかない。かつてあったアシ原、干潟のような環境を造成するなら、海の方に作るほうが、ずっと多く良い環境をもう回復できる。市はA.P+3.0mでも了解はしていない。護岸は現状の位置、護岸の内側に内陸性湿地が基本であり、よっぽど良い案でなければ覆すのは難しい。(市川市)
- ・ 市川市にはより魅力的で海に向きあえるようなものが出てくれば、柔軟な対応をお願いしたい。(委員長)
- ・ 湿地再生のワークショップについては、市川市と千葉県がきちんと話し合いをする等、行政である程度方向性を出してからではないと、やってもかなり難しいのではないか。
- ・ 我々が出来ることは、魅力のあるような絵づくりをみんなでやること。市と県で護岸をどうするのか決めた上でのワークショップはやりたくない。自由度のある中で、市民の意見を取り入れて市民参加でやっていきたい。ここまで具体的に上がった上でのワークショップはこれまでやっていない。(委員長)
- ・ その結果、円卓時代からそれを何年も続けている。どこかで方向性を切り替える必要がある。
- ・ 「海と陸との連続性・護岸」については、これまで安全性ということで護岸を中心にやってきたが、ここに来て、生物の連続性と人の連続性と護岸という形の安全性を全部噛み合わせて議論できるところまで来た。市から提案されたものを踏まえて、関係するものが集まり、魅力的な県側の意見をまとめることが個別検討委員としての責任と考えている。

【委員長のまとめ】

- ・ 開渠にするという選択肢もなくさず、高潮の防護を図る、満潮時でも海に没しない、海に向き合うようなより良い施設という3つの前提を維持しながら検討を進める。
- ・ 閉鎖型及び前面の護岸を低くする場合のイメージ図を用意した段階で関係委員会とも調整しながら、ワークショップを開催したい。
なお、ワークショップの結果は、本委員会の議論に反映させるとともに、関係委員会でも可能な限り議論の素材にしてもらいたい。

- ・ 波の入射方向が違った場合、波高にどの程度影響するかを確認してもらいたい。
- ・ 開渠するか暗渠のままかはこれから議論しなければならないことを議事録等に特に留めておいてもらいたい。また、行徳湿地からの管の高さを確認すること。

議題3 平成21年度三番瀬再生事業の実施計画(案)について

事務局から、資料4により説明があり、質疑応答が行われた。

(主な意見等)

- ・ 「淡水導入の検討・試験」には、行徳可動堰の改修と可動堰からの放水による三番瀬への負荷の削減を来年度事業の中に入れてもらいたい。
- ・ 淡水導入で可動堰を活用することを考えることは、検討の範囲内であるが、国の事業ということでハードルは高くなると思う。これまで猫実川中心で検討してきたということを考えると、今後の検討の中で可動堰経由の淡水導入も考えてみることは検討の対象とするが、逆に実施計画に書くまでには至らないと考える。(委員長)
- ・ 漁業者は、洪水時に放水でアサリが死んでしまう、やむを得ないとしても、浅くするなり流れをつくるなりして淡水を早く外に出すような強い構造にして欲しいという条件を出しているので、可動堰の問題を考えるとときに活かしてもらいたい。(市川市)

(会場の意見)

- ・ 評価委員の方からも三番瀬再生の本格的な議論を再生会議としてやってもらいたいという話があった。可動堰の話も出たが、全体のトータルな議論は再生会議でやらなければいけないと考えている。

【委員長のまとめ】

竹川委員の問題提起を踏まえて、淡水導入の検討の中で選択肢として可動堰経由というものは一応外さないということを確認し、実施計画案については原案どおりということにしたい。

議題4 試験計画(案)について

事務局から、資料5、6及び参考資料2により試験施設の安定性、試験場所と護岸改修事業モニタリング調査位置との関係についての説明があり、質疑応答が行われた。

- ・ 試験場所が護岸のモニタリング測線とぶつかるということだが、完成護岸はいつどこまで増えるのか。(委員長)

- ・ 資料6の右側の「100m」と書かれている部分の左側の部分までを今年度中に完了させる。(河川整備課)
- ・ 場所をもう少し西側にずらすような調整が必要となるのではないか。(委員長)
- ・ 本委員会で試験の提案をまとめ、評価委員会から、作業仮設を立てなさいとか意見が出されているが、それらに対する対応はどのようなのか。
- ・ 生物試験の施設について、構造物の安定性、沈下は検討されたが、今後、具体的に施工するとなると、構造物全体としての安定性、洗掘の検討が必要である。
- ・ 評価委員会が出された主な意見は、安全に調査が出来るのか、他のモニタリングに影響が出るような位置ではやってはならないという内容。
また、試験の目的等が十分に説明しきれていない点もあった。
- ・ 今後どういう形で海側の自然再生をしていくのかということで、砂をおいて自然の力に任せ最終的な形状が決まっていく試験と、砂をある程度移動しないよう囲う試験の2つを取り返しの付く範囲で計画したと説明した。(委員長)
- ・ 新しい材料をその場に持ち込んで試験をすることにより、他の生物との競争がない状態で、もしもその場の環境が良くなったらどのような生物が出てくるのかというその海域のポテンシャルを示す重要なデータを得ることが出来る。今の三番瀬の環境ではなく、環境が良くなった場合のデータを取る試験になる。
- ・ 砂移動試験については、護岸に近い所だと流れではなく、返し波の影響をみることになってしまうので、2丁目に近い所で垂直に3つ試験をやった方が意味があるのではないか。
- ・ 澗の外に砂を置くことになると話が変わってくる。評価委員会からのアドバイスを受けて検討するという形に出ざるを得ないので、評価委員会で意見を出してもらい、場所についてはこの検討委員会で柔軟に対応するようにしたい。(委員長)

【委員長のまとめ】

試験計画案については、評価委員会へ試験場所を移動させる可能性があるということを経済局から評価委員会に説明してもらい、評価委員会の意見を踏まえて、検討委員会で再度検討したい。

検討途上になっている猫実川、浦安日の出地区での試験計画案についても、今後、順次、検討委員会へ報告してもらいたい。

洗掘、砂の流出対策等の技術的な問題は詰めてもらいたい。

議題5 その他

- ・ 湿地再生のワークショップの開催については、本検討委員会の事務局である地域づくり推進課が、関係検討委員会の事務局とも相談した上で調整していく。
- ・ 今後の検討委員会の開催については、事務局が委員長と相談して決める。